

仕様書

1 件名

令和4年度下半期使用済み小型家電の引渡し

2 契約期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

3 内容

札幌市（以下「発注者」という。）は、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、市内6カ所の公共施設及び市内3カ所の破砕工場において、家庭で使用済みとなった小型電子機器等（以下「小型家電」という。）を回収、分別、保管する。

受注者は、発注者が回収・分別・保管した小型家電の引渡しを受け、受注者が策定した再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うものとする。

4 引渡し予定数量

51,000 kg

（内訳）

- ・電池含有小型家電 8,000 kg
- ・電池を含有しない小型家電 43,000 kg

（いずれも予定数量のため増減することがある。）

5 引渡しについて

(1) 引渡し物品

小型家電

（ただし、別紙1に掲げる品目を除く）

(2) 引渡し場所

受注者が指定する処理施設

（ただし、札幌市内または札幌市域から10km圏内に所在する施設とする。）

(3) 引渡し方法

発注者が別紙2のとおり分別・保管した小型家電を、発注者が指定する収集運搬事業者が引渡し場所に搬入し、小型家電を収納したフレコンバッグを車両から積み下ろして、フレコンバッグごと小型家電を受注者に引き渡す。

なお、引渡しに使用したフレコンバッグは、次回以降の引渡し時に収集運搬事業者に返還すること。

(4) 引渡し日時

原則として、引渡し場所の営業時間内に行う。

(5) 引渡し頻度

原則として、引渡し場所の休業日を除く毎日

(6) 引渡し物品の計量

受注者は、発注者から引渡しを受ける小型家電を、異物を取り除かずに計量した上で、引渡しの都度収集運搬事業者に計量票を発行すること。

(7) 引渡し対象外品目の取扱い

受注者は、発注者から引渡しを受けた物品に、別紙1に掲げる引渡し対象外品目が混入していた場合は、これらを発注者に返却することができる。

なお、契約締結後、異物の処理・返却に係る費用負担を理由に、契約単価の増額を要求することは認めない。

6 小型家電の資源化について

受注者は、発注者から引渡しを受けた小型家電を、小型家電リサイクル法第10条に規定する認定を受けた再資源化事業計画に基づき、適切に再資源化を行うこと。

7 小型家電の所有権の移転について

発注者から受注者に小型家電を引き渡した時をもって、小型家電の所有権は発注者から受注者に移転するものとする。

8 報告について

(1) 受注者は、各月ごとの完了届を提出する際、引渡しを受けた小型家電の重量等について、書面により発注者に報告するものとする。なお、上記5(7)において、引渡し対象外品目の返却を行った場合は、引渡し対象外品目の重量を除くものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じ、受注者に小型家電の重量等の報告を求めることができる。

9 注意事項

(1) 受注者は業務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、受注者が業務上知りえた情報等について、受注者は漏えいや盗難、滅失、毀損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。特に、一部の小型家電には個人情報が含まれる可能性があることから、受注者は個人情報の保護に十分に努めること。

(2) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた事項は、必要に応じ発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

10 担当部署

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課資源化推進係（電話 011-211-2928）

引渡し対象外品目

- 1 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（以下「家電リサイクル法」という。）
第2条第4項に規定する特定家庭用器具（液晶・プラズマ・ブラウン管テレビ、エアコン、
冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- 2 家電リサイクル法第2条第4項に規定する特定家庭用器具以外のテレビ（プロジェクショ
ンテレビ、有機ELテレビ等）
- 3 携帯電話・スマートフォン
- 4 ノート型パソコン・タブレット端末
- 5 デスクトップ型パソコン（ディスプレイ（モニター）一体型パソコンを含む）
- 6 パソコン用モニター（CRTブラウン管、薄型液晶などすべてのモニター）
- 7 木製の小型家電（スピーカー、こたつ等）
- 8 布製の小型家電（電気毛布、電気カーペット等）
- 9 フロンを含有する小型家電（除湿器、冷風機、ウォーターサーバー等）
- 10 温水洗浄機付便座、電動鼻水吸引器等の不衛生な機器類
- 11 記録媒体（SDカード、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディ
スク等）
- 12 電池、バッテリー、モバイルバッテリー、電子たばこ・加熱式たばこ
- 13 蛍光管、電球、ガスボンベ
- 14 インクカートリッジ、トナーカートリッジ
- 15 液体類（灯油・不凍液等の可燃性の液体、洗車機・電気ポット等の液体）
- 16 残さ類（炊飯器・電気ポット・電子レンジ等の密閉された調理器具内の食品残さ等、掃除
機内のごみ、シュレッダー断裁の紙、鉛筆の削りカス等）
- 17 店舗や事務所等の事業所から排出された電子機器等
- 18 梱包材（段ボール、ビニール袋等）
- 19 その他小型家電でないもの

小型家電の分別・保管区分

発注者は、下記の分別区分に従って回収した小型家電を分別・保管し、受注者に引渡すこととする。

- 1 電池含有小型家電
- 2 電池を含有しない小型家電

また、小型家電の分別・保管区分の細目について、以下のとおり定める。

- (1) 発注者が受注者に引渡す小型家電は、主電源として使用される電池・バッテリー類が全量除去されていることを原則とする。ただし、炊飯器の液晶ディスプレイ表示のため内蔵されているコイン電池やパソコンの基板上的コイン電池等主電源とはなり得ない電池を内蔵する小型家電は、この限りでない。
- (2) 上記1に掲げる電池含有小型家電とは、主電源として電池・バッテリー類を内蔵する小型家電のうち、電池・バッテリー類を容易に除去することができない小型家電のみを対象とし、対象品目を次のとおり想定する。
電動シェーバー、電動歯ブラシ、携帯スピーカー、理容機器、美容機器、ポータブル掃除機、時計、無停電電源装置（UPS）など
- (3) (2)に該当する電池含有小型家電について、発注者が内蔵された電池を除去した場合は、電池を含有しない小型家電に分別することができる。